

総行市第74号
令和8年6月30日

各都道府県総務部長
（市区町村担当課扱い）
各市区町村総務局長
（地域コミュニティ担当課扱い）

様

総務省自治行政局市町村課長
（公印省略）

地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布及び施行について（通知）

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第86号。以下「改正省令」という。）は、本日公布され、令和8年10月1日から施行することとなりました。

本改正は、令和7年の地方分権改革に係る提案募集において、認可地縁団体の認可等に係る告示において代表者の住所を告示することの見直しを求める提案があったことを踏まえたものであり、これまで、提案した地方公共団体等に対して提案に係る具体的な内容についてヒアリング調査を実施するとともに、地方公共団体から改正内容案に対する意見を聴取してきた（令和8年4月30日付け総務省自治行政局市町村課事務連絡）ところです。

貴職におかれましては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるようよろしくお願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 認可地縁団体の認可等に係る告示に関する事項

市町村長が法第260条の2第1項の認可を行った場合その他の改正省令第19条第1項各号に掲げる場合に法第260条の2第10項（土地改良法第76条の13第4項及び森林組合法第100条の22第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づいて告示する事項及び法第260条の41第3項の規定による届出があった場合に第260条の44第1項の規定に基づいて告示する事項から、個人情報保護の観点から、次に掲げる事項を表示しないこととしたこと。その場合、市町村長は、次のアからオまでに掲げる事項について、「非表示」と表示して告示すること。（第19条第1項、第22条の2の4関係）

- ア 認可地縁団体の代表者の住所
- イ 裁判所により選任された認可地縁団体の代表者の職務代行者の住所
- ウ 認可地縁団体の代表者の代理人の住所
- エ 認可地縁団体の清算人の住所
- オ 認可地縁団体の主な事務所の所在地（アからエまでに掲げる住所と同一の場合に限る。）

第二 認可地縁団体台帳の写しの交付に関する事項

- 1 第一のとおり認可地縁団体の代表者等の住所を告示しないこととしたことに伴い、認可地縁団体台帳について、市町村長が告示した認可地縁団体に関する事項を記載する「認可地縁団体の告示事項に係る台帳」から、認可地縁団体の認可したときに作成する「認可地縁団体の認可状況に係る台帳」として作成することとしたこと。したがって、当該台帳には、改正前と同様に、第一のアからオまでに掲げる事項についても記載すること。（第18条の3関係）
- 2 市町村長は、法第260条の2第12項の規定に基づき、同条第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付請求があったときには、改正省令第18条の3第1項の認可地縁団体台帳であって、次のアからオまでに掲げる事項を表示しない措置を講じたものを交付しなければならないこととしたこと。ただし、これらの事項のうち、市町村（都においては特別区、指定都市においては区）名までの情報は、表示すること。（第21条第2項関係）
 - ア 認可地縁団体の代表者又は代表者であった者の住所
 - イ 裁判所により選任された認可地縁団体の代表者の職務代行者又は職務代行者であった者の住所
 - ウ 認可地縁団体の代表者の代理人又は代理人であった者の住所
 - エ 認可地縁団体の清算人又は清算人であった者の住所
 - オ 認可地縁団体の主な事務所の所在地（アからエまでに掲げる住所と同一の場合に限る。）
- 3 前記第二の2のアからエまでに掲げる者が法第260条の2第12項の規定による請求者であって、当該者が住所を表示することを希望する旨を申し出た場合その他市町村長が必要と認める場合には、市町村長は住所を表示することが適当でないとする場合を除き、当該者の住所を表示して交付することができることとしたこと。（第21条第3項関係）

第三 改正省令の経過措置に関する事項

前記第一の認可地縁団体の認可等に係る告示に関する事項については、改正省令の施行日前に認可地縁団体の代表者が行った次に掲げる申請、通知又は届出に基づいて施行日以後に市町村長が行う告示について適用し、施行日前に市町村長が行った告示については、なお従前の例によることとしたこと。（改正省令附則第2条関係）

- ア 法第260条の2第2項（第260条の39第4項において準用する場合を含む。）の規定による認可の申請
- イ 土地改良法第76条の13第3項又は森林組合法第100条の22第3項の規定による通知
- ウ 法第260条の2第11項、第260条の33又は第260条の41第3項の届出